

資料 4 6－1

電気通信事業法施行規則の一部改正について

(諮問第3056号)

<目 次>

1 報告書	1
2 答申書（案）	6
3 改正概要	7
4 新旧対照表	9

平成25年6月24日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
部会長 東 海 幹 夫 殿

ユニバーサルサービス委員会
主査 酒井 善則

報告書

平成25年5月7日付け諮問第3056号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適當と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見及びそれらに対する考え方

意 見	考 え 方
<p>意見1 今回の省令改正は柔軟かつ経済的なユニバーサルサービスの提供に資することから、賛同。</p> <p>○ 新興住宅地、新築マンションにおいて、メタルケーブルと光ケーブルの双方を敷設することが、必ずしも経済的ではないケースでは光ケーブルのみを敷設し、光ケーブルにより電話サービスとブロードバンドサービスの両方を提供する方が低廉で効率的である場合があります。当社としては、このような場合には光ケーブルによる電話サービスの提供を検討していきたいと考えており、今回の省令改正はこうした柔軟かつ経済的なユニバーサルサービスの提供に資することから、賛同します。</p> <p>【西日本電信電話(株)】</p> <p>○ 東日本大震災の被災地における復興エリアや新興住宅地、新築マンションにおいて、メタルケーブルと光ケーブルの双方を敷設することが、必ずしも経済的ではないケースでは光ケーブルのみを敷設し、光ケーブルにより電話サービスとブロードバンドサービスの両方を提供する方が低廉で効率的である場合があります。当社としては、このような場合には光ケーブルによる電話サービスの提供を検討していきたいと考えており、今回の省令改正はこうした柔軟かつ経済的なユニバーサルサービスの提供に資することから、賛同します。</p> <p>【東日本電信電話(株)】</p>	<p>考え方1</p> <p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見2 今回の改正案は、メタルと光の二重投資状態を解消し、メタルから光へのマイグレーションを促進させる措置と考える。</p> <p>○ 今回の電気通信事業法施行規則の改正案は、基礎的電気通信役務の対象となっている「加入電話に相当する光IP電話」について、新たに類型を追加するものであり、メタルと光の二重投資状態を解消し、メタルから光へのマイグレーションを促進させるものであると考えます。</p> <p>　なお、ブロードバンドの普及促進を図る観点では、NTT東・西のダークファイバの利用条件の更なる改善を図り、NTT東・西と競争事業者との間の公正な競争環境を担保していくことが重要です。</p> <p>【KDDI(株)】</p>	<p>考え方2</p> <p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p> <p>○ なお、御指摘のブロードバンドの普及促進を図るための施策については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月情報通信審議会答申)を踏まえ、インフラを設置して事業を展開する事業者の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者を含めたサービス競争とのバランスをとりながら進められることが適当と考える。</p>
<p>意見3 現行のNTT東西の光IP電話サービスの通話料が距離段階別料金を適用していない状況に鑑みると、加入電話に相当する光IP電話の類型として級局区分を導入する合理的理由がない。</p> <p>○ 今回の省令改正案は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)殿の加入電話サービスに係る級局区分をそのまま適用するものとなっていますが、そも</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 本省令案は、メタルと光の二重投資の回避可能性を高める観点から、役務の提供区域ごとの加入電話の基本料金の額を超えないOABJ</p>

<p>そもそも局区分は、アナログ電話網の時代に、同一区域内料金で通話できる相手先が多いほどその地域の加入者の電話利用の価値が大きくなるという効用料金の考え方に基づき設定されたものであり、基本料金で回収すべきコストとの乖離が発生する制度であると認識しています。現行の NTT 東西殿の光 IP 電話サービスが距離段階別料金を適用していない状況に鑑みると、加入電話相当となるOABJ番号を用いた光 IP 電話の類型として、局区分を導入する合理的理由はないと考えます。</p> <p>加えて、光 IP 電話が加入電話に代わりユニバーサルサービスを担っていく可能性を考えると、今後局区分自体の扱いについても検討すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>番号の光 IP 電話を基礎的電気通信役務とするものであり、OABJ 番号の光 IP 電話に局区分を導入しようとするものではない。</p> <p>もっとも、本省令案に基づく改正の結果、基礎的電気通信役務である加入電話に相当する光 IP 電話の基本料の額が加入電話の局区分に応じて異なるものとなることも考えられる。しかし、加入電話に相当する光 IP 電話の提供区域では加入電話が提供されないこととなり得ることを踏まえると、加入電話に相当する光 IP 電話の基本料を加入電話と同等の基本料水準とすることは、加入電話の利用者との比較における公平性の確保に資すると考えられる。従って、少なくとも PSTN から IP 網への移行期においては、こうした状態についても一定の合理性を有すると考えられる。</p>
<p>意見4 ユニバーサルサービスの見直しと合わせ、マイグレーションの推進、アクセス網全体のコスト低廉化及び競争環境の維持・促進といった全体的な議論を電話網移行円滑化委員会において行うべき。</p> <p>○ まずは、アクセス網における PSTN から光へのマイグレーションやユニバーサルサービス制度の見直しについて、二重投資コストの抑制等の観点から議論を進めが必要と考えます。</p> <p>光による電話サービスが提供されるエリアが拡大することによる、既存のメタル回線の新規投資抑制や既存のメタル回線の撤去といった二重投資コスト抑制は、国民全体の負担低廉化に直結しますが、前提として既存の競争環境が維持されることが必要と考えます。</p> <p>従って、ユニバーサルサービス制度の見直しと合わせ、マイグレーションの推進、アクセス網全体のコスト低廉化及び競争環境の維持・促進といった全体的な議論を電話網移行円滑化委員会において早急に実施して頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>考え方4</p> <p>○ 頂いた御意見については、本省令案に直接関係するものではないが、参考の御意見として承る。</p> <p>○ なお、アクセス回線のメタルから光への移行については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月情報通信審議会答申。以下「ブロードバンド答申」という。)等において、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けた様々な方策について検討していくことが必要であり、今後 NTT 東西から適時適切に情報提供が行われることが適当であるとされている。マイグレーションの推進、競争環境の維持・促進に関しては、ブロードバンド答申において、電話網からIP網への円滑な移行の在り方及びブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方が示されおり、アクセス網全体のコスト低廉化については、ブロードバンド答申を踏まえ、平成24年11月から本年5月までの間「メタル回線のコストの在り方にに関する検討会」が開催されたところである。また、ブロードバンド答申においては、2012 年(平成 24 年)以降も電話網移行円滑化委員会を存置した上で、将来新たに課題が生じた場合には、適時適切に検討を行うことが適当である、とされている。</p> <p>他方、ユニバーサルサービス制度の在り方については、今後、総務大臣の諮問に応じて情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を中心に審議されると考えられ、その際、必要に応じて、関係の検討主体の判断により可能な範囲で所要の連携を図る等の対応をとることも考えられる。</p>

<p>意見5 メタル回線と光ファイバの二重投資の回避に当たっては、既設エリアも含めた二重コストの回避及び競争環境への配慮に留意することとし、「ユニバーサルサービス委員会」の枠組みにて、電話網移行円滑化委員会と連携をとて、関係者でオープンな検証・議論を行うほか、NTT東西はアクセス網に係る計画を示すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 今回、電気通信事業法施行規則の一部改正(以下、本改正)については、平成22年12月の情報通信審議会答申等の趣旨を踏まえ、光ファイバの整備にあたり、メタル回線と光ファイバの二重投資を回避することが目的と理解しております。</p> <p>しかしながら、二重投資の回避に当たっては、以下の点についても留意する必要があると考えます。</p> <p>(1)既設エリアも含めた二重コストの回避</p> <p>NTT東西殿によれば、本改正に伴い提供される「光による電話サービス」については、提供範囲が新興住宅地や東日本大震災の復興エリアといった、新規にアクセス設備を敷設するエリアに限られており、現状、メタル回線と光ファイバの双方が敷設されたエリアでの提供は、計画されていないとのことです。</p> <p>この場合、アクセス設備の既設エリアにおける二重コスト(減価償却費、保守費など)は解消されず、当該コストが接続料の上昇に働くことから、光ファイバを利用するお客様、及びメタル回線を利用するお客様双方の利用者利便性を阻害するものと考えます。</p> <p>従って、NTT東西殿は既設エリアも含めて二重コストを回避し、コスト効率化が進められるよう、努めるべきと考えます。</p> <p>(2)競争環境への配慮</p> <p>今後、「光による電話サービス」のエリア展開が進む場合は、結果として、加入電話や、DSLやドライカッパ電話といった接続事業者サービスのフレッツ光ネクストへの巻き取りが進み、NTTの独占回帰が強まる 것을懸念します。</p> <p>従って、今回NTT東西殿が、「光による電話サービス」にてユニバーサルサービスを提供することで競争上優位にならないように、例えば、接続事業者のサービス展開の無いエリア(コロケーションの無い局舎)から「光による電話サービス」への移行を進め、接続事業者のサービス展開エリアについては、スケジュールや代替サービスの提供に関して、コア網のマイグレーションにおける「PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場」のように、論点ごとに事業者間で十分な議論を行って進めることが必要と考えます。</p> <p>上記の二重投資に係る課題については、NTT東西殿に対して、ユニバーサルサービスの提供</p>	<p>○ 「既設エリアも含めた二重コストの回避」の御意見については、本省令案においては、基礎的電気通信役務としての光 IP 電話の提供区域について、新設エリアと既設エリアとを区別していないことから、本省令改正により、ユニバーサルサービス制度としては、エリアの区別なくメタル回線と光ファイバの二重投資の回避に資する環境が整備されるものと考える。</p> <p>○ その他の頂いた御意見については、本省令案に直接関係するものではないが、参考の御意見として承る。</p> <p>○ なお、アクセス回線のメタルから光への移行が行われる場合の考え方については、考え方4のとおり。</p>

にあたり一定の経営効率化が求められている趣旨も踏まえ、「ユニバーサルサービス委員会」の枠組みにて、総務省殿、NTT東西殿、接続事業者等の関係者でオープンな検証・議論を行う必要があると考えます。なお、検討を進める上で、今後のアクセス網の展望が必要不可欠であることから、NTT東西殿はアクセス網に係る計画を示すべきと考えます。

また、議論にあたっては、移行スケジュールや代替サービスといった移行期特有の課題も密接に関係することが想定されるため、「電話網移行円滑化委員会」とも連携をとることが必要と考えます。

【イー・アクセス(株)】

平成25年6月28日

総務大臣
新藤義孝殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷一照

答申書（案）

平成25年5月7日付け諮問第3056号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について

I 改正の背景

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）では、基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく全国における提供が確保されるべき電気通信役務）の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、同役務に関する規律を設けている。この基礎的電気通信役務の対象については、従前は、加入電話（基本料）、第一種公衆電話、緊急通報とされていた。
- (2) 平成22年12月に「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」（平成22年情報通信審議会答申。以下「平成22年答申」という。）において、「メタルの加入電話の提供義務が（略）光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避すること」を踏まえ、基礎的電気通信役務の対象に「加入電話に相当する光IP電話」を追加することが提言された。
- この提言を受けて、平成23年4月に電気通信事業法施行規則等の一部改正（平成23年総務省令第42号。以下「平成23年省令改正」という。）を行い、基本料金の額が適格電気通信事業者（NTT東西）が提供する加入電話の月額住宅用基本料金の額の最高額（現在1,700円）を超えないOABJ番号の光IP電話等のうち、加入電話を提供する事業者により提供されるものについて、「加入電話に相当する光IP電話」として基礎的電気通信役務の対象に追加することとした。
- (3) 平成23年省令改正の附則においては、加入電話に相当する光IP電話について「その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、必要な見直しを行う」ことが規定されているところ、平成23年省令改正から約2年が経過したこれまでの間に、光IP電話を取り巻く状況については、加入光ファイバ接続料の低廉化、OABJ番号の光IP電話の普及の進展、東日本大震災の復興エリアにおける通信インフラ整備の必要性等の変化が生じている。このような状況の変化を踏まえると、加入電話に相当する光IP電話の料金の要件を多様化することで、基礎的電気通信役務に関する規律が光ファイバ整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが期待されているといえる。
- (4) 本件電気通信事業法施行規則の一部改正は、こうした平成22年答申からの状況の変化等を踏まえ、基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当する光IP電話の新たな類型を追加するものである。

II 改正の内容

(1) 加入電話に相当する光IP電話の類型の追加（電気通信事業法施行規則第14条第3号関係）

基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当するOABJ番号の光IP電話の類型（※1）について、「その基本料金の額が、適格電気通信事業者が提供する加入電話の当該区域の局級区分に応じた事務用・住宅用区分の基本料金の額（プッシュ回線用のもの）（※2）を超えないもの」を追加する。

※1 これまでと同様に、基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当するOABJ番号の光IP電話は、加入電話を提供する電気通信事業者が提供するものに限る。

※2 適格電気通信事業者が提供する加入電話の局級区分に応じた事務用・住宅用区分別のプッシュ回線用の基本料金の額は次のとおり（括弧内は加入電話のダイヤル回線用の基本料）。

	3級局	2級局	1級局	旧2級局	旧1級局
				(※3)	(※3)
事務用	2,500（同）	2,400（2,350）	2,400（2,300）	1,650（1,450）	1,350（1,150）
住宅用	1,700（同）	1,600（1,550）	1,600（1,450）	1,150（950）	950（750）

※3 旧2級局及び旧1級局とは、平成7年2月の基本料金改正前の旧2級局（加入者数800以上、8,000未満）及び旧1級局（加入者数800未満）を指す。

(2) 附則

施行日を定める。

III 施行日

施行日は公布の日とする。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

(基礎的電気通信役務の範囲)	現行 (傍線の部分は改正部分)
第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。	第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。 一・二 （略）
三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの	三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備 (当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。)のみを用いて提供される電気通信役務 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて同一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該同一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該同一の種類の電気通信役務に係るものを含み、そ
	イ （同上）

れ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。)であつて、次のいずれかに掲げるもの

(1) 基本料金(利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金(付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。)をいう。以下同じ。)の額(当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約(以下「他の役務契約」という。)が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。)が次のいずれかで提供されるもの

(イ) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金額をいう。以下同じ。)の支払を要しない契約に係るものを除く。)の基本料金(以下「月額住宅用基本料金」という。)の最高額を超える額を超えない額

(ロ) 当該光電話役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るものを除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分される場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額

(1) 基本料金(利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金(付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。)をいう。以下同じ。)の額(当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約(以下「他の役務契約」という。)が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。)が第一号イに掲げる電気通信役務(適格電気通信事業者が提供するものに限る。)のうち住宅用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金額をいう。)の支払を要しない契約に係るものを除く。)の基本料金(以下「月額住宅用基本料金」という。)の最高額を超えない額で提供されるもの

(イ)に掲げるものを除く。)

(2) 地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含む。）が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定することにより提供される光電話役務であつて、(1)に規定する基本料金の額が、月額住宅用基本料金の最高額に当該額の一割に相当する額をえた額未満で提供されるもの

(3) 光電話役務の提供区域における当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等からみて(1)又は(2)に規定する光電話役務に相当するものとして別に告示で定めるもの
□ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（イに該当する電気通信役務に係るものに限る。）に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）

(3) (同上)
(2) (同上)

□ (同上)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。